

議案第108号

京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和3年11月26日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

京都府の最低賃金が令和3年10月1日から現行の909円から937円に改定されたことに伴い、フルタイム会計年度任用職員の給料及びパートタイム会計年度任用職員の月額報酬に係る所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年京丹後市条例第48号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」を「第37条」に改める。

第19条第5項を削る。

第36条を第37条とし、第35条の次に次の1条を加える。

（最低賃金額を下回る会計年度任用職員の給与の特例）

第36条 給与の支払いを受ける会計年度任用職員のうち、その給与の勤務1時間当たりの額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額を下回る場合は、勤務1時間当たりの額が最低賃金額以上の額となる規則で定める額を給与の額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年京丹後市条例第48号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月4日 条例第48号</p> <p>目次 (略) 第1条～第18条 (略) (報酬) 第19条 (略) 2～4 (略)</p> <p><u>5 第2項及び第3項の規定により算出した日額報酬及び時間額報酬の額が最低賃金法(昭和34年法律第137号)第3条に規定する最低賃金額を下回る場合は、最低賃金額以上の規則で定める額とする。</u></p> <p>第20条～第35条 (略)</p> <p>(委任) <u>第36条</u> (略)</p>	<p>京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月4日 条例第48号</p> <p>目次 (略) 第1条～第18条 (略) (報酬) 第19条 (略) 2～4 (略)</p> <hr/> <p>第20条～第35条 (略)</p> <p><u>(最低賃金額を下回る会計年度任用職員の給与の特例)</u> <u>第36条 給与の支払いを受ける会計年度任用職員のうち、その給与の勤務1時間当たりの額が最低賃金法(昭和34年法律第137号)第3条に規定する最低賃金額を下回る場合は、勤務1時間当たりの額が最低賃金額以上の額となる規則で定める額を給与の額とする。</u></p> <p>(委任) <u>第37条</u> (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>